

G ビズフォーム共通 操作マニュアル

- G ビズ ID 概要
- G ビズフォームのサインイン方法（申請ポータル、自治事務審査ポータル）
- 動作推奨環境 等

改定履歴			
版	章	日付	変更内容
1.0	すべて	令和6年11月22日	初版
1.1	2-2, 4-1, 4-2	令和7年4月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-2 G Biz ID マニュアルのリンク先変更 ・ 4-1, 4-2 G Biz ID アプリについて表記変更、SMS 受信用電話番号に送付されるワンタイムパスワード方式の廃止予定日を変更
1.2	2-3, 2-4	令和7年5月29日	セキュリティ強化に伴い、追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-3. G Biz ID プライムアカウント取得後の初期設定、G Biz ID メンバー作成 ・ 2-4. G Biz ID メンバーによる「利用可能なサービス」の設定確認
1.3	2-3-2	令和7年8月7日	操作ステップを更新

目次

1. はじめに	4
2. G ビズ ID 概要.....	5
2-1. G ビズ ID の種類.....	5
2-2. G ビズ ID の取得方法.....	5
2-3. G ビズ ID プライムアカウント取得後の初期設定、G ビズ ID メンバー作成	5
2-3-1. G ビズ ID メンバーの作成	7
2-3-2. G ビズ ID メンバーの「利用可能なサービス」の許可設定	8
2-4. G ビズ ID メンバーによる「利用可能なサービス」の設定確認	9
2-5. G ビズ ID の二要素認証の準備	10
3. 動作推奨環境.....	11
4. G ビズフォームのサインイン	11
4-1. 申請ポータルサイトへのサインイン	11
4-2. 自治事務審査ポータルサイトへのサインイン	13
5. よくある質問	17
5-1. G ビズ ID のよくある質問	18
5-2. G ビズフォームのよくある質問	18

1. はじめに

本書は、G ビズフォーム（申請ポータルサイト、自治事務審査ポータルサイト含む、以下「G ビズフォーム」という。）のログイン認証に必要な G ビズ ID の概要案内、及び G ビズフォームのサインイン方法等の操作マニュアルです。



【申請・届出者（事業者）向け】 [G Biz FORM申請ポータルサイト](#)



【自治事務手続 審査・確認者（地方公共団体）向け】 [G Biz FORM自治事務審査ポータルサイト](#)

経済産業省が運営する G ビズフォームの地方公共団体職員向けサイトとなります。

地方公共団体職員以外の方はご利用できませんのでご注意ください。

- 画面イメージや画面遷移は、本操作マニュアルを作成時点のもののため、変更される場合があります。
- 画面イメージは一部開発中の画面があり、実際の画面と異なる場合があります。

2. G Biz ID 概要

2-1. G Biz ID の種類

G Biz ID は G Biz ID プライム、G Biz ID メンバー、G Biz ID エントリーの 3 種類があります。G Biz フォームでは申請・届出者向けの手続きである「後援名義等の申請」「経営発達支援計画の認定申請」を除き、「**G Biz ID プライム**」「**G Biz ID メンバー**」が必要です。

- 「G Biz ID プライム」は、法人代表者または個人事業主、府省・地方公共団体の場合は組織の決裁権者（課長職相当以上）が取得可能です。
- 「G Biz ID メンバー」は、G Biz ID プライム取得組織の従業員や職員が利用するアカウントです。
 - アカウント発行は、G Biz ID プライムの利用者自身が G Biz ID マイページで行います。G Biz ID メンバーは、G Biz ID プライムが許可したサービス（サービスとは、G Biz フォーム等を指す）のみ利用可能です。
 - G Biz ID プライムの利用者にて指定した G Biz ID メンバーに「管理者権限※旧アドミン権限」を付与することで、指定した G Biz ID メンバーにてアカウント発行が可能です。
- 「G Biz ID エントリー」は、事業をしている方はどなたでも取得可能です。

2-2. G Biz ID の取得方法

下記マニュアルをご参照ください。

- [デジタル庁 G Biz ID クイックマニュアル G Biz ID プライム編（法人代表者）](#)
- [デジタル庁 G Biz ID クイックマニュアル G Biz ID プライム編（個人事業主）](#)
- [デジタル庁 G Biz ID クイックマニュアル G Biz ID プライム編（府省・地方公共団体職員用）](#)
- [デジタル庁 G Biz ID クイックマニュアル G Biz ID メンバー編（共通）](#)
- [デジタル庁 G Biz ID クイックマニュアル G Biz ID エントリー編（共通）](#)

2-3. G Biz ID プライムアカウント取得後の初期設定、G Biz ID メンバー作成

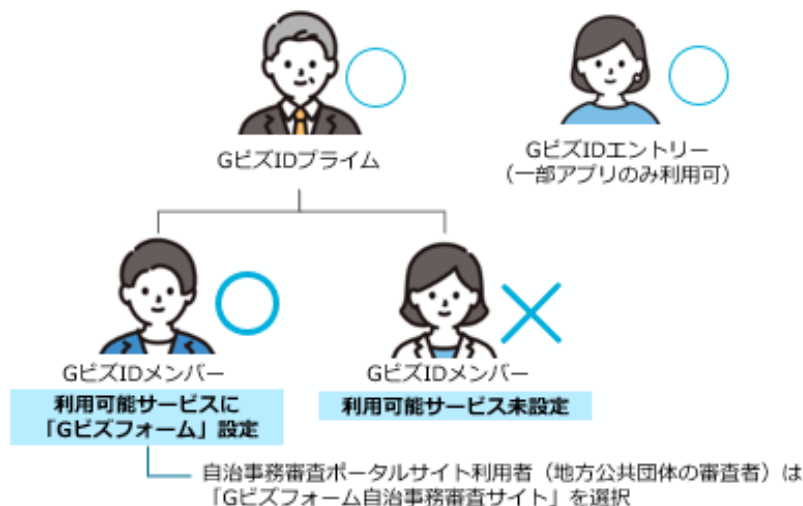
G Biz ID プライムアカウントを取得済の方は、初期設定や G Biz ID メンバーアカウントの作成等を行ってください。

申請等を行う G Biz ID メンバーの作成の際は、必ず **G Biz ID メンバーの「利用可能なサービス」の許可設定**（[デジタル庁 G Biz ID クイックマニュアル G Biz ID メンバー編](#)ご参照）を行ってください。**G Biz ID メンバーの「利用可能なサービス」に「G Biz フォーム」が許可されていない G Biz ID メンバーは、申請等を行うことができません。**

なお、G Biz ID メンバーの「利用可能なサービス」の許可設定は G Biz ID メンバー作成後いつでも設定更新が可能です。

今後のGビズフォーム利用

GビズIDプライムがGビズIDメンバーの作成時に「利用可能サービス」に“Gビズフォーム”を設定時のみ利用可
（「利用可能サービス」は、GビズIDメンバー作成後いつでも設定更新可）



- デジタル庁 [GビズID クイックマニュアル GビズID メンバー編](#) <簡易マニュアル>
GビズIDメンバーアカウント作成や管理における簡易マニュアル。GビズIDメンバーの作成、GビズIDメンバー（管理者）権限の付与や利用可能なサービスの設定について、本マニュアルをご参照ください。
- デジタル庁 [GビズID マイページ操作マニュアル](#)
GビズIDのマイページ上で行える操作について記載。GビズIDのアカウント情報（メールアドレスやSMS受信電話番号など）の変更や利用履歴、管理者権限の付与や利用可能なサービスの設定は、本マニュアルをご参照ください。
- デジタル庁 [GビズID 組織と権限ご利用マニュアル](#)
GビズIDにおける組織と、組織に所属するメンバーの権限について記載。GビズIDメンバー（管理者）の詳細は、本マニュアルをご参照ください。



GビズIDメンバー（管理者）とは

GビズIDプライム（または管理者）がGビズIDメンバーに付与することができる権限です。

管理者権限が付与されたGビズIDメンバーは**所属する組織の管理者**として、**GビズIDプライムに代わって、GビズIDメンバーを作成、管理することができる**ようになります。

- GビズIDプライムはすべてのGビズIDメンバーアカウントを管理できます。管理者（管理者権限が付与されたGビズIDメンバー）の場合は、所属する組織により管理できるGビズIDメンバーアカウントが異なります。
- GビズIDメンバーが利用できる行政サービスは、GビズIDメンバーが所属する組織に許可されたサービスの範囲内で利用可能です。GビズIDプライムまたは管理者は、管理下のGビズIDメンバーの利用可能な行政サービスを設定することができます。

2-3-1. G ビズ ID メンバーの作成




G ビズ ID プライム、もしくは G ビズ ID メンバー（管理者）が、[デジタル庁 G ビズ ID](#)にて設定を行ってください。詳細は、[デジタル庁 G ビズ ID クイックマニュアル G ビズ ID メンバー編](#)や[デジタル庁 G ビズ ID マイページ操作マニュアル](#)をご参照ください。

<p>1) G ビズ ID プライム もしくは G ビズ ID メンバー（管理者）がデジタル庁 G ビズ ID サイト https://gbiz-id.go.jp/ にアクセスし、マイページへログインします。</p>	
<p>2) 「G ビズ ID メンバーを新規に申請する」を押下します。</p>	
<p>3) G ビズ ID メンバー対象者の情報を入力後、登録ボタンを押下し、G ビズ ID メンバーを作成します。</p> <p>G ビズ ID メンバー作成後は、必ず 2-3-2. G ビズ ID メンバーの「利用可能なサービス」の許可設定を行ってください。</p>	

2-3-2. G ビズ ID メンバーの「利用可能なサービス」の許可設定

G ビズ ID プライム、もしくは G ビズ ID メンバー（管理者）が、[デジタル庁 G ビズ ID](#)にて設定を行ってください。詳細は、[デジタル庁 G ビズ ID クイックマニュアル G ビズ ID メンバー編](#)や[デジタル庁 G ビズ ID マイページ操作マニュアル](#)をご参照ください。

<p>1) G ビズ ID プライム もしくは G ビズ ID メンバー（管理者）が、デジタル庁 G ビズ ID サイト https://gbiz-id.go.jp/ にアクセスし、マイページへログインします。</p>	
<p>2) 「G ビズ ID メンバー管理」を押下します。</p>	
<p>3) 適宜、検索条件を入力後に「検索」を押下します。</p>	

<p>4) 下部検索結果にて「利用可能なサービス」の許可設定を行うGビズ ID メンバーを選択します。</p>	
<p>5) 下部「利用可能なサービス一覧」を押下します。</p>	
<p>6) 申請ポータルサイト利用者（事業者、地方公共団体の申請者）は「Gビズフォーム」を選択して保存をしてください。</p> <p>自治事務審査ポータルサイト利用者（地方公共団体の審査者）は「Gビズフォーム自治事務審査サイト」を選択して保存をしてください。</p>	

2-4. Gビズ ID メンバーによる「利用可能なサービス」の設定確認

Gビズ ID メンバーが、[デジタル庁 Gビズ ID](#)にて操作を行ってください。詳細は、[2-3-2. Gビズ ID メンバーの「利用可能なサービス」の許可設定](#)や[デジタル庁 Gビズ ID マイページ操作マニュアル](#)をご参照ください。

利用可能なサービスに「Gビズフォーム」が登録されていない場合、ご所属のGビズ ID プライム、もしくはGビズ ID メンバー（管理者）にご相談ください。

<p>1) G ビズ ID メンバーが、デジタル庁 G ビズ ID サイト https://gbiz-id.go.jp/ にアクセスし、マイページへログインします。</p>	
<p>2) 「利用可能なサービス一覧」を押下します。</p>	
<p>3) 申請ポータルサイト利用者（事業者、地方公共団体の申請者）は「G ビズフォーム」が表示されていることを確認してください。</p> <p>自治事務審査ポータルサイト利用者（地方公共団体の審査者）は「G ビズフォーム自治事務審査サイト」が表示されていることを確認してください。</p>	

2-5. G ビズ ID の二要素認証の準備

G ビズ ID でログインするには、ID とパスワードの他に、スマートフォン等を利用した二要素認証（より厳格な本人確認を行う認証方式）が必要です。

G ビズ ID アカウント取得後、下記ページから G ビズ ID アプリのダウンロードや利用設定をお願いします。

- [デジタル庁 G ビズ ID アプリのインストールについて](#)

3. 動作推奨環境

G Bizフォームは、Web ブラウザからご利用いただけます。

以下 Web ブラウザの最新バージョンでの使用を推奨いたします。

- Microsoft Edge
- Google Chrome



※ 閲覧は PC に最適化をしております。スマートフォンでは一部、閲覧がしにくい場合があります。

4. G Bizフォームのサインイン

- 申請・届出者（事業者）の方は、「[4-1. 申請ポータルサイトへのサインイン](#)」をご確認ください。
- 自治事務手続 審査・確認者（地方公共団体）の方は、「[4-2. 自治事務審査ポータルサイトへのサインイン](#)」をご確認ください。

4-1. 申請ポータルサイトへのサインイン

申請・届出者（事業者）向け、申請ポータルサイトのサインイン方法です。

<p>1) 申請ポータルサイト https://form.gbiz.go.jp/ にアクセスします。</p>	
<p>2) 画面右上の「サインイン」、もしくは画面中央の「サインイン」を押下します。</p>	

3) G Biz ID 認証画面が表示されます。
 あらかじめ取得したアカウント ID (G Biz ID) とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押下します。



4) スマートフォン等に送付される G Biz ID アプリからの通知を押下して、二要素認証を行います。

G Biz ID アプリの利用方法は、「[デジタル庁 G Biz ID アプリのインストール](#)」をご参照ください。




※SMS 受信電話番号に送付されるワンタイムパスワード方式は、令和 7 年 12 月を目途に廃止予定です。



5) (初回サインインの場合のみ)
 利用規約ページが表示されますので、内容をお読みの上、利用を継続する場合は、「同意して継続する」ボタンを押下します。

※同意いただけないと、G Biz フォームの利用はできません。



<p>6) トップページ右上に自身のG Biz ID 登録名が表示されれば G Bizフォームのサインインが完了です。</p>	
<p>7) (初回サインインの場合のみ) データ準備に 15 分程度の時間がかかる場合があります。 大変お手数ですが、時間を空けて再度アクセスをお願いいたします。</p> <p>※「後援名義等の申請」「経営発達支援計画の申請」以外の手続は、G Biz ID プライム、G Biz ID メンバーのみ可です。G Biz ID エントリーでサインインをした場合、本画面が表示されます。</p>	
<p>8) (1. G Biz ID メンバーの初回サインイン、もしくは 2. G Biz ID メンバーの「利用可能なサービス」に「G Bizフォーム」が許可されていない場合) 2. の場合はご所属の G Biz ID プライム、もしくは G Biz ID メンバー（管理者）にご相談ください。</p>	

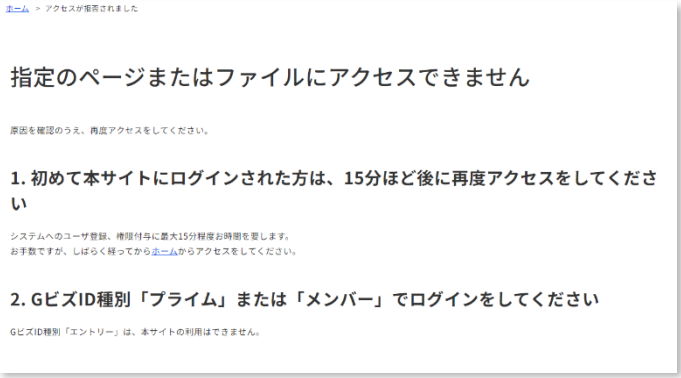
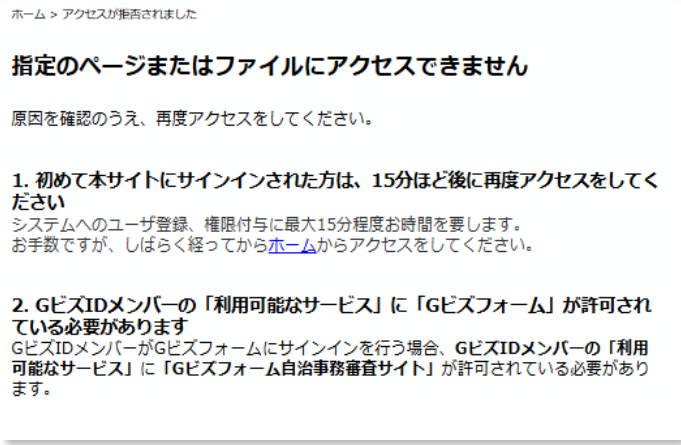
4-2. 自治事務審査ポータルサイトへのサインイン

自治事務手続 審査・確認者（地方公共団体）向け、自治事務審査ポータルサイトのサインイン方法です。

- ・ 経済産業省が運営する G Bizフォームの地方公共団体職員向けサイトとなります。
- ・ 地方公共団体職員以外の方はご利用できませんのでご注意ください。

<p>1) 自治事務審査ポータルサイト https://localgov-form.gbiz.go.jp/ にアクセスします。</p> <p>※本画面が表示されない場合、各地方公共団体での情報セキュリティポリシー制限の可能性があります。ご所属の組織のシステム管理者にお問合せください。</p>	
<p>2) 画面右上の「サインイン」を押下します。</p>	
<p>3) G Biz ID 認証画面が表示されます。あらかじめ取得したアカウント ID (G Biz ID) とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押下します。</p>	

<p>4) スマートフォンに送付される G ビズ ID アプリからの通知を押下して、二要素認証を行います。</p> <p>G ビズ ID アプリの利用方法は、「デジタル庁 G ビズ ID アプリのインストール」をご参照ください。</p> <p>※SMS 受信用電話番号に送付されるワンタイムパスワード方式は、令和 7 年 12 月を目途に廃止予定です。</p>	 <p>The image shows two smartphone screens. The left screen is an iPhone home screen with a notification for 'G Biz ID' (認証リクエストがあります) at the top. The right screen shows the G Biz ID app interface with a confirmation dialog box that says 'アプリ認証' (App authentication) and 'ログインが完了しました' (Login completed), with a '閉じる' (Close) button.</p>
<p>5) (初回サインインの場合のみ)</p> <p>利用規約ページが表示されますので、内容をお読みの上、利用を継続する場合は、「同意して継続する」ボタンを押下します。</p> <p>※同意いただけないと、G ビズフォームの利用はできません。</p>	 <p>The image shows a screenshot of the 'G Biz Form 利用規約' (Terms of Use) page. The page title is 'G Biz Form 利用規約'. Below the title, there is a blue bar with the text '利用規約をご確認の上、同意いただける場合は下部の「同意して継続する」ボタンを押下の上、継続してください'. The page contains several sections of text, including '第1条 (適用・同意)' and '第17条 (準拠法・裁判管轄)'. At the bottom right, there is a date '令和 5年 2月10日'. A red box highlights the '同意して継続する' button at the bottom center.</p>
<p>6) トップページ右上に自身の G ビズ ID 登録名が表示されれば G ビズフォームのサインインが完了です。</p>	 <p>The image shows a screenshot of the G Biz Form homepage. The page title is 'G Biz FORM 自治事務審査ポータル'. The main heading is '地方公共団体担当職員向け 経済産業省 G Biz フォーム 自治事務審査ポータルへようこそ'. Below the heading, there is a sub-heading '審査に係る業務' and two buttons: '審査を開始する' and '各種設定を行う'. In the top right corner, there is a small box containing the user's name, which is highlighted with a red box.</p>

<p>7) (初回サインインの場合のみ)</p> <p>データ準備に 15 分程度の時間がかかる場合があります。</p> <p>大変お手数ですが、時間を空けて再度アクセスをお願いいたします。</p> <p>※G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバーのみ可です。G ビズ ID エントリーでサインインをした場合、本画面が表示されます。</p>	
<p>8) (1. G ビズ ID メンバーの初回サインイン、もしくは 2. G ビズ ID メンバーの「利用可能なサービス」に「G ビズフォーム自治事務審査ポータル」が許可されていない場合)</p> <p>2. の場合はご所属の G ビズ ID プライム、もしくは G ビズ ID メンバー（管理者）にご相談ください。</p>	

5. よくある質問

Q G ビズ ID プライムの取得は、どのぐらいの時間がかかりますか。

A 下記をご参照ください。

[デジタル庁 G ビズ ID よくある質問 - 3-13. G ビズ ID プライムアカウントは、どのぐらいの期間で作成できますか？](#)

Q G ビズフォームを初めて使います。担当者変更や連名申請、共同申請等をする際に G ビズフォームにサインインしておくよう言われました。どのようにすればいいですか。

A G ビズ ID を取得後、G ビズフォームのサインインをしてください。

- 申請・届出者（事業者）の方は、「[4-1. 申請ポータルサイトへのサインイン](#)」をご参照ください。
- 自治事務手続 審査・確認者（地方公共団体）の方は、「[4-2. 自治事務審査ポータルサイトへのサインイン](#)」をご参照ください。

<ご注意>

デジタル庁 G ビズ ID サイトにログインをただけでは、G ビズフォームの利用準備は完了していません。



Q 代表者が変わりました。G ビズ ID プライムの変更はどのようにすればいいですか。

A デジタル庁 G ビズ ID サイトにて代表者の引継ぎ（承継）を行っていただけます。下記をご参照ください。

[デジタル庁 G ビズ ID よくある質問 - 4-3. G ビズ ID プライムを保有していますが、代表者が交代することとなりました。どうすればいいですか？](#)

なお、G ビズフォームの一部の手続※1 においては、G ビズ ID で引継ぎ（承継）を行っていただいた後、G ビズフォームにおいても担当者変更をしていただく必要があります。詳細は、各手続の操作マニュアルの手続担当者の設定についてご参照ください。

また、G ビズフォームの機能として担当者変更機能を設けていない手続※2 で担当者変更を行いたい場合は、お手数ですが担当課室までご連絡ください。

※1 G ビズフォームで担当者変更が必要な手続

下記の手続は、G ビズフォームにおいても担当者変更をしていただく必要があります。

- 工業用水道事業法等の手続

- 認定産業標準作成機関（産業標準化法）の手続
- 割賦販売法（前払式方式）の手続
- アルコール事業法の手続
- 商品先物取引法（商品先物取引業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業）の手続
- 商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の手続
- 割賦販売法（後払信用）の手続
- ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（ゴルフ会員契約適正化法）の手続
- 地域未来投資促進法の手続
- 工場立地法の手続
- 委託事業で取得した財産の手続

令和7年5月現在の対象手続

※2 G Bizフォームで担当者変更機能を設けていない手続

下記の手続は、G Bizフォームにおいて担当者変更機能は設けておりません。担当者変更を行いたい場合、お手数ですが担当課室までご連絡ください。

- 後援名義等の申請
- 遺留分に関する民法の特例 経営承継円滑化法の手続
- 賃上げ促進税制のマルチステークホルダー方針の公表に係る手続
- 研究開発税制オープンイノベーション型における証明に係る手続
- 経営発達支援計画の手続
- 水素社会推進法の手続

令和7年5月現在の対象手続

5-1. G Biz ID のよくある質問

デジタル庁 G Biz ID サイトをご確認ください。

- [デジタル庁 G Biz ID よくある質問](#)
- [デジタル庁 G Biz ID ご意見・お問合せ](#)

5-2. G Bizフォームのよくある質問

G Bizフォームの各サイトをご参照ください。

- [申請ポータル FAQ・よくある質問](#)
- [自治事務審査ポータル FAQ・よくある質問](#)（要 G Biz ID サインイン）